

1 確定申告特集号

令和3年2月発行「こうほう佐倉」

確定申告 特集号 市民税・県民税申告

【感染症拡大防止策と 来場されるかたへのお願い】 各申告会場は、感染症防止策を講じたうえで開設します

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子申告や郵送での提出にご協力ください

【郵送先】 確定申告書→成田税務署、市県民税申告書→市役所市民税課

【申告会場の混雑を避けるため】 入場制限を行っております。混雑状況によって再度のご来場や、後日の来場をお願いする場合があります

【発熱等の風邪症状がある場合は、来場を控えてください】

【相談従事者はマスクを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底します】

【申告会場へは、出来る限り少人数でお越しください】

【例年、初日が混雑しますので、出来る限り初日は避けていただきますようお願いいたします】

【今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、申告会場での作成、相談、提出が中止となる場合があります。中止の場合は、市ホームページでお知らせします】

【お問い合わせ】 市民税課 ☎(484) 6115

◆ 確定申告 (所得税および復興特別所得税) 市民税・県民税 (住民税) 申告 【申告期間】 2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜日・祝日を除く

※土・日曜日・祝日を除く



下のフローチャートを参考に、確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかをご確認ください

申告が必要なかたは 2 ページへ

【申告書を配布中です】 (3月15日(月)まで) 確定申告書 市役所1号館2階、中央公民館(2月16日(火)～配布) ※数に限りあり。税務署から郵送可。国税庁ホームページからダウンロード可

1 申告が必要なのはどんなひと? (左図参照)

確定申告

成田税務署 ☎0476(28)5151

市民税・県民税申告

市役所市民税課 ☎(484)6115

【必要があるかた】

- 1 令和2年中の給与の収入金額が2000万円を超えるかた
2 1か所から給与をもらい、給与所得と退職所得以外の各種所得金額(営業所得など)の合計額が20万円を超えるかた
3 2か所以上から給与をもらい、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超えるかた
4 月々の給与から源泉徴収されず、所得税が課税されるかた
5 各種所得の合計額から所得控除を差し引いた結果、残額があるかた

【必要があるかた】

- 1 令和3年1月1日に市内在住で、次に該当するかた
2 給与所得者ではなく、所得税のからない金額の所得があったかた(営業・農業・不動産所得など)
3 給与所得者で、そのほかの所得の合計額が20万円以下のかた

【必要がないかた】

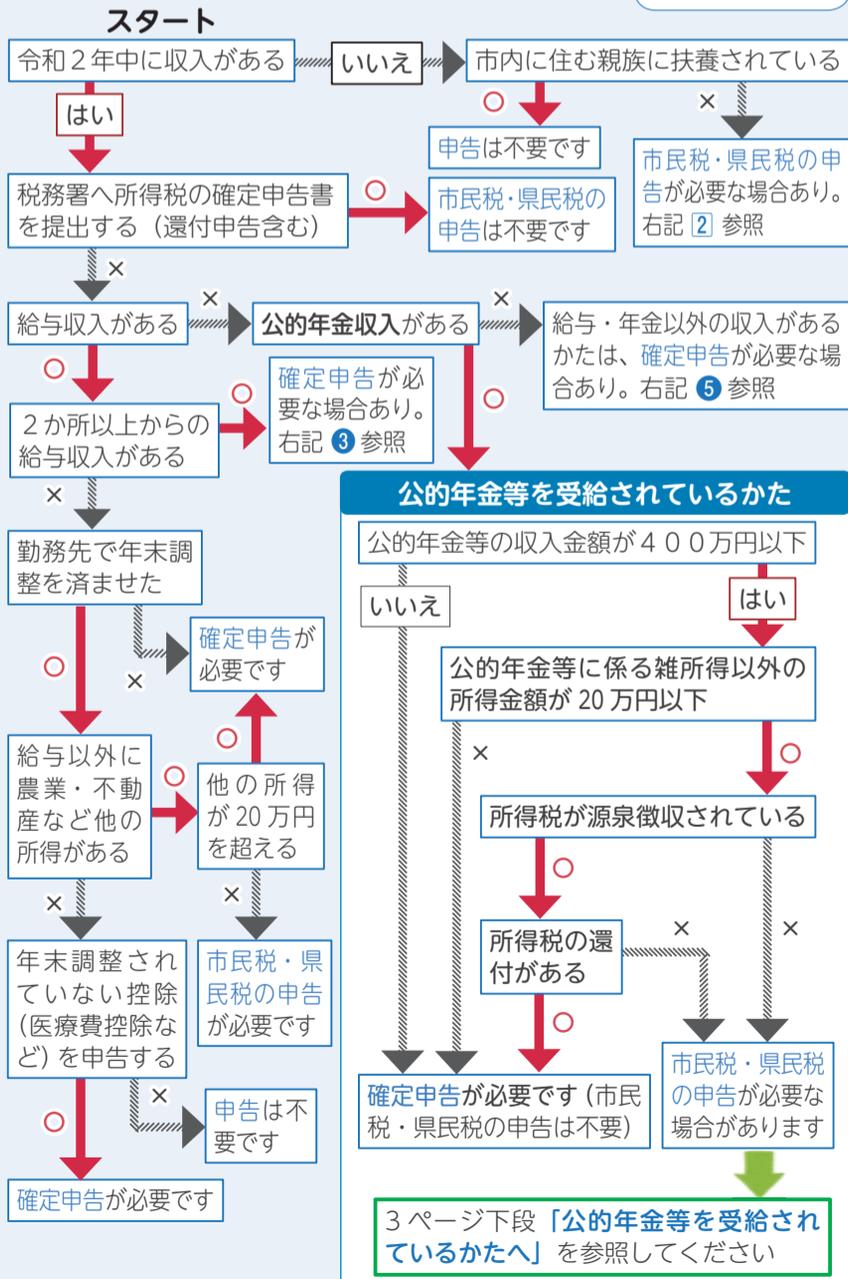
- 1 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整が済んでいるかた
2 所得税の課税対象となる所得がないかた(遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外)

- 1 別世帯のかたに扶養されているかた
2 前年中(令和2年中)に収入がなく、どなたの扶養にもなっていないかた(申告書は、国民健康保険料(料)や後期高齢者医療保険料などの算定資料を兼ねます)
3 市・県民税について受ける控除のあるかた

図で確認!

あなたはどの申告が必要でしょうか?

対象 令和3年1月1日に、佐倉市に住民票があるかた



※この図は一般的な事例です。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、不明な点は、市民税課へお問い合わせください



2 申告会場のご案内

申告書の作成を希望されるかたは、中央公民館または、イオンモール成田(成田市)にお越しください。
会場によって、作成や提出できる申告書が異なります。



◆中央公民館

確定申告書、市民税・県民税申告書の作成・提出

期間 2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

時間 ▼作成受付 午前9時30分～午後3時
▼提出のみ 午前9時～午後5時

場所 ▼作成 1階大ホール ▼提出 1階談話コーナー

※会場の混雑回避のため、入場制限を行います。混雑状況によっては、再度のご来場や、後日のご来場をお願いする場合があります
※会場では、市役所職員が対応するため、申告できない内容がありますので、ご了承ください

中央公民館で作成(申告)できる内容

▼市・県民税申告
▼確定申告(令和2年中の収入が「給与」・「公的年金」のかた)

中央公民館へのアクセス (鎌木町 198-3)



▶京成佐倉駅南口 徒歩 25分
・路線バス「岩瀬薬品本社前」下車徒歩 10分

▶J R佐倉駅北口 徒歩 25分
・路線バス「岩瀬薬品本社前」下車徒歩 10分

左記の申告は「イオンモール成田」へ

中央公民館では作成できません

- ▼給与や公的年金以外の収入のあるかた
- ▼住宅借入金等特別控除の申告(年末調整済みのものを除く)
- ▼雑損控除の申告
- ▼外国税額控除の申告
- ▼ふるさと納税以外の寄附金控除の申告
- ▼営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡、一時、退職所得
- ▼先物取引の申告
- ▼贈与税、消費税の申告
- ▼準確定申告(亡くなられたかた・国外に転出されたかたに係る申告)
- ▼令和元年分以前の申告
- ▼その他計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告

確定申告書の作成・相談・提出

◆イオンモール成田2階「イオンホール」

(成田市ウイング土屋24)

期間 2月1日(月)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

※2月21日(日)・2月28日(日)は開場

時間 ▼作成・相談 午前9時～午後4時 ▼提出のみ 午前9時～午後5時

【午前10時前に来場するかたへ】

イオンモール成田専門店街の開店時間は午前10時からです。そのため、午前9時～10時までは立体駐車場3階の連絡通路から入る、モール2階「C」入口が専用入口になります。
※初日と最終日は、特に混雑が予想されます
(バス案内)：京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から千葉交通バス「イオンモール成田行き」乗車(約10分)。「モール東・イオン成田店」下車。

「イオンモール成田 注意事項」

▼混雑緩和のために、入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。

▼入場整理券は、当日、会場配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

▼2月1日(月)から3月29日(月)の間、成田税務署に申告書作成会場はありません。

▼公的年金を受給されているかたについては、成田税務署で右記の開設期間の前でも、相談を受け付けています。

▼イオンモール成田では、還付申告などされるかたのために、3月16日(火)から3月29日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)も相談を受け付けています。
※3月30日(火)以降は成田税務署までお越しください。

確定申告書の提出

◆成田税務署

(成田市加良部1-15)

期間 2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時
(時間外は収受箱に提出可)

市民税・県民税申告書の提出

◆市内各出張所・派出所

期間 1月25日(月)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時15分

確定申告書、市民税・県民税申告書の提出

◆佐倉市役所

1号館2階ロビー

期間 2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

時間 午前9時～午後5時

市民税・県民税申告書の提出

◆佐倉・西志津

◆市民サービスセンター

期間 1月26日(火)～3月14日(日)

※土・日曜日開庁、月曜日、祝日を除く

時間 午前9時～午後5時

市民税・県民税申告出張相談会

日時・場所 ▼2月1日(月)午前9時30分～正午 和田ふるさと館
▼2月2日(火)午前9時30分～正午 弥富公民館

問い合わせ 市民税課 ☎(484) 6115

控除を受けるために「住民税に関する事項」の記載を忘れずに

確定申告書の第2表「住民税(・事業税)に関する事項」に必要事項を記載しないと、市民税・県民税で控除などの適用が受けられないことがあります。

▼配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額：上場株式などの配当所得、譲渡所得を申告するかたで、特別徴収された市民税・県民税がある場合は、その各金額を記載

▼寄附金税額控除：前年中に行なった寄附が市・県民税の控除対象となる場合は、寄附金額を記載。ふるさと納税は、「都道府県・市区町への寄附」に寄附金額を記載。

※ワンストップ特例を申請したかたも、確定申告または市・県民税申告をする場合は、改めて寄附金控除の

申告が必要です

これまで「住民税に関する事項」に記載していた、※同一生計配偶者に記載していた、※同一生計配偶者16歳未満の扶養親族は「配偶者や親族に関する事項」での記載が必要となります。

※同一生計配偶者：合計所得金額が1000万円(給与収入1195万円)を超える納税者本人と同一生計で、合計所得金額が48万円以下の配偶者のかた

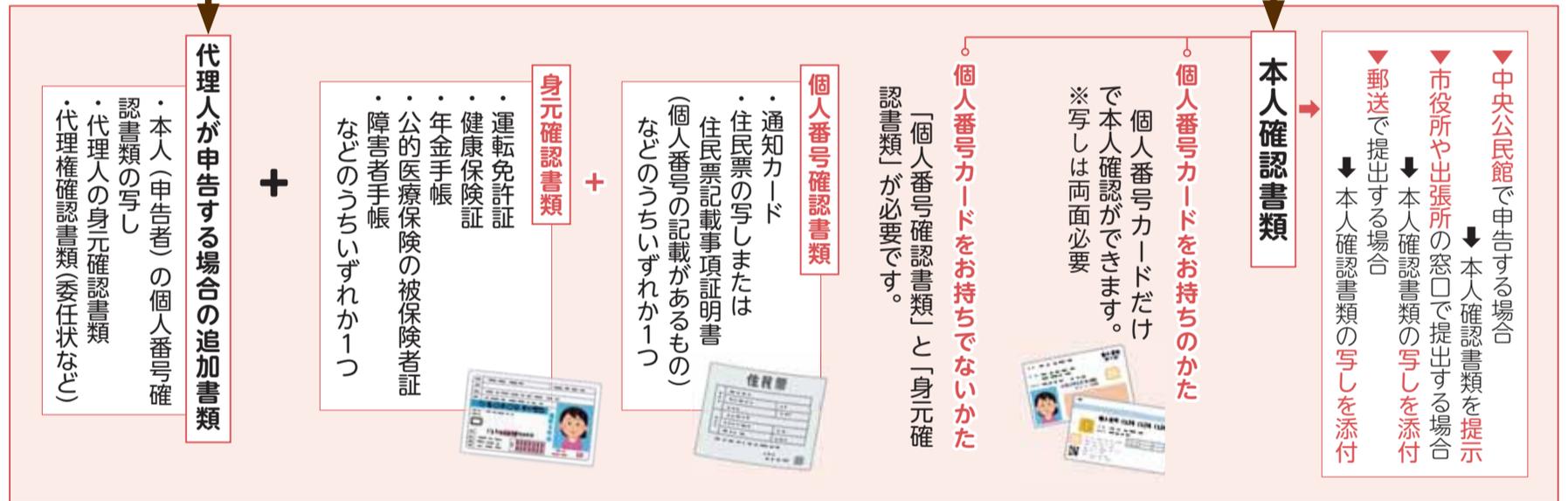
●申告をしないと、市で扶養情報を把握できず、配偶者の非課税証明書を窓口で発行できません。なお、収入のないかたについて、「0」が記載された非課税証明書が必要な場合は別途、市民税申告が必要です。

3 申告に必要な書類など

申告には、**個人番号(マイナンバー)**の記載と**本人確認**の**手続きが必要**です。

項目	持ち物・必要書類
申告者全員 ※本人確認書類以外は、中央公民館・イオンモール成田で作成・提出するかの持ち物です	<input type="checkbox"/> 申告者本人の確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(スタンプ印不可) <input type="checkbox"/> 計算機 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 申告者本人の振込先口座のわかるもの(申告者名義の預貯金の通帳など) <input type="checkbox"/> 利用者識別番号と暗証番号のわかるもの
代理人のかた(本人分以外の申告をするかた:配偶者分などを代理申告するかた)	<input type="checkbox"/> 申告するかた(本人)の個人番号確認書類の写し <input type="checkbox"/> 代理人の身元確認書類 <input type="checkbox"/> 代理権確認書類(委任状など) <input type="checkbox"/> 令和2年分の給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 令和2年分の公的年金等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 令和2年分国民年金保険料の控除証明書(原本) <input type="checkbox"/> 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料の令和2年中の支払額がわかるもの(例:領収書、市から送付した「年間納付済額のお知らせ」など) <input type="checkbox"/> 令和2年中の介護保険料の支払額がわかるもの(領収書など)
所得関係	<input type="checkbox"/> 給与所得者・公的年金受給者 <input type="checkbox"/> 令和2年分の支払い保険料の控除証明書(原本) <input type="checkbox"/> 令和2年分医療費控除の明細書または医療費通知 <input type="checkbox"/> 令和2年分セルフメディケーション税制の明細書または医療費通知 <input type="checkbox"/> 令和2年中に行った健康の保持増進や疾病の予防への取り組みを明らかにする書類(健康診断の結果通知表や予防接種の領収書など)
控除関係	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除・地震保険料控除 <input type="checkbox"/> 配偶者(特別)控除・扶養控除 <input type="checkbox"/> 医療費控除 <input type="checkbox"/> 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寄附金控除(ふるさと納税のみ) <input type="checkbox"/> その他

※中央公民館やイオンモール成田に来場されるかたは、種類ごとに書類を分けて持参してください
 ※源泉徴収票について、提出のみの場合は添付、提示を要しないことになりました



◆公的年金等を受給されているかたへ

公的年金等の収入額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であり、所得税の還付を受けない場合であっても、市・県民税申告が必要な場合があります。

◆公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(生命保険料控除や地震保険料控除など)がある場合

額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
 ※扶養親族等申告書の未提出や未訂正により、扶養親族等の情報が反映されず、受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。申告をしないと控除額が反映されず税額計算されますので、源泉徴収票をご確認ください。

◆「要介護認定」を受けたかたへ

障害者手帳の交付を受けていないかたが要介護認定を受けた場合、税控除のための認定書を発行できます。

確定申告や年末調整の際に認定書を添付することで、税の控除を受けられる場合があります。

※令和2年分の申告に用いる認定書は、令和2年12月31日時点での介護度を基準に判定し発行します

対象 要介護1〜5に認定された65歳以上のかたで、市で定められた一定の基準を満たすかた

※基準などはお問い合わせください

申請 介護保険課や各出張所で配布する申請書を記入の上、郵送または持参で、〒285-8501 市役所介護保険課(484)1771へ

※審査後、該当者に認定書を送付

※申請書は、市ホームページからダウンロード可

◆国民健康保険などの被保険者とその家族のかたへ

佐倉市の国民健康保険の加入者とその世帯主、後期高齢者医療制度の被保険者とそのかたと生計を共にされている家族は、市県民税・県民税申告が必要な場合があります。

収入がなかったかた、収入が障害年金、遺族年金、雇用保険の失業給付金等の非課税所得のみだったかた

は市県民税・県民税申告が必要です。申告をされない場合、保険料(料)の軽減が適用されない、自己負担限度額が高くなる場合があります。

◆国民健康保険のかた
 ☎(484)6125

◆後期高齢者医療制度のかた
 ☎(484)6136

⚠期限内に申告をしないとどうなるの？

市県民税・県民税の課税計算が遅れることで納期回数が少なくなり、1回の納付額が増える場合があります。

所得証明書などの税証明を発行できない場合があります。

◆国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい額を算出できず、軽減が適用されない場合があります。

◆国民年金(障害基礎年金・老齢福祉年金・保険料免除など)や各種福祉手当の所得調査ができません。

◆一定の期間内でない、申告できない所得や控除があります。

《申告書の郵送先・問い合わせ》

- 確定申告 〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署 ☎0476(28)5151
 - 市県民税・県民税申告 〒285-8501 佐倉市役所市民税課 ☎(484)6115
- ※控えの返送を希望されるかたは、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください

4 医療費控除について

医療費控除の申告には、明細書を作成し、提出する必要があります。令和2年から領収書の提出はできません。

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」が、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」が、それぞれ必要となります。ただし、両方を同時に受けることはできません。申告をされるかたが、選択する必要があります。

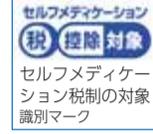
中央公民館で申告をされるかたは、あらかじめ、明細書を作成のうえ、来場してください。

なお、医療保険者から交付された「医療費通知」(医療費のお知らせ)などを添付すると、その記載分について明細の記入を省略できます。

《明細書は国税庁ホームページで入手できます》
医療費を受けたかたの氏名や病院名などを記載するものです。用紙は国税庁ホームページhttp://www.nta.go.jp/からダウンロードできます。

【注意】領収書は5年間保管してください(医療費通知を添付した場合は保管不要)。

・医療費控除の特例を申告する場合、申告するかたが令和2年中に特定健康診査、予防接種、定期健康診査、がん検診のうちいずれか一つを行ったことを明らかにする書類の添付または提示が必要です。



医療費控除の明細書の記載例 (国税太郎さんの例)

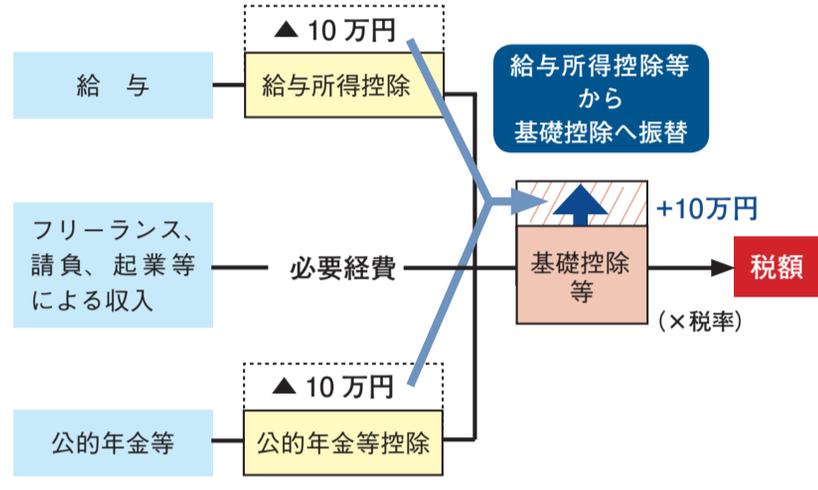
(1)医療を受けたかたの氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
国税太郎	●●病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,000円
同上	●▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	780円
国税花子	◇◇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円

5 令和3年度の個人住民税が改正されます

令和3年度から適用される個人住民税の主な改正点についてお知らせします。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額は一律10万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額は10万円引き上げられます。



① 給与所得控除の見直し
給与所得控除額が一律10万円引下げられます。

② 給与収入が850万円を超える場合の控除額が、195万円に引き下げられます。

② 公的年金等控除の見直し
公的年金等控除額が一律10万円引下げられます。

③ 基礎控除・調整控除の見直し
基礎控除額が10万円引き上げられます。また、合計所得金額が2400万円を超えると控除額が削減し、2500万円を超えると基礎控除が適用されなくなります。また、合計所得金額が2500万円を超えると、調整控除も適用されなくなります。

所得金額調整控除の創設

次の①②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 本人が特別障害者に該当する。
 - (イ) 23歳未満の扶養親族を有する。
 - (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。
 - 所得金額調整控除額Ⅱ(給与の収入額(上限1000万円) - 850万円) × 10%
- ② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、それらの合計額が10万円を超える場合
- ◆ 所得金額調整控除額Ⅰ(給与所得控除後の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円) ※ ①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します

ひとり親控除の創設および寡婦控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとりの間の不公平」を同時に解消するために、次の措置が講じられます。

① ひとり親控除の創設
婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下の者)を有する単身者(合計所得金額が500万円以下)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

② 寡婦控除の見直し
①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられました。

※ ①②のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります

【改正後：ひとり親控除・寡婦控除】

本人が女性	配偶者関係		死別		離婚		未婚	
	本人合計所得(円)	扶養親族「子」有り	扶養親族「子以外」有り	扶養親族無し	本人合計所得(円)	扶養親族「子」有り	扶養親族「子以外」有り	扶養親族無し
	500万円以下	30万円	26万円	26万円	500万円以下	30万円	-	-
	500万円超	-	-	-	500万円超	-	-	-

本人が男性	配偶者関係		死別		離婚		未婚	
	本人合計所得(円)	扶養親族「子」有り	扶養親族「子以外」有り	扶養親族無し	本人合計所得(円)	扶養親族「子」有り	扶養親族「子以外」有り	扶養親族無し
	500万円以下	30万円	-	-	500万円以下	30万円	-	-
	500万円超	-	-	-	500万円超	-	-	-

所得控除の要件および非課税基準

給与所得控除などの見直しに伴い、これまでと同じ収入であっても、所得が増加することになります。ただし、各種実質的な条件に変更がないように、合計所得金額などの要件がそれぞれ10万円引き上げられます。

【所得控除等の合計所得金額の要件等】

項目	改正後	改正前	
同一生計配偶者の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下	
扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下	
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下	
勤労学生控除の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下	
家内労働特例(必要経費の最低保障額)	55万円	65万円	
非課税措置(障害者・未成年・ひとり親または寡婦(現行寡婦または寡夫))の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下	
均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合	31万5千円 + 10万円	31万5千円
	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	31万5千円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数) + 10万円 + 18万9千円	31万5千円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数) + 18万9千円
所得割の非課税限度額の総所得金額	同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合	35万円 + 10万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数) + 10万円 + 32万円	35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数) + 32万円